

再稼動で近隣住民に「原発関連死597名」を生む危険

「南相馬など 原発関連死597名(?!)の衝撃」大幅加筆版

2012.5.23 毛利正道

震災関連死とは

2月中旬の被災地「寅さん」上映会以来気に留めていた福島県南相馬市関連記事で、「3月28日現在、死者行方不明者は震災関連死を含め900人」と報じた今年4月16日の欄を見て不思議に思った。わずか1ヶ月前の上映会のときに把握していた死者行方不明者数が確か630名程度だったのに、一月で270名も亡くなるはずはない、震災関連死がそれだけあるということか、震災関連死とはいったいなんだ?との疑問であった。本稿は、この疑問への私なりの現時点での回答である。

復興庁は、震災関連死を「震災による負傷の悪化などで亡くなり、市町村が『災害弔慰金の支給等に関する法律』を具体化する条例による災害弔慰金の支給対象に認定した人」と定義しているが、市町村が認定するについては、2004年中越地震で長岡市が作成した基準などを参考に「災害直後のショック死や、避難生活など環境の変化によるストレスや体調悪化が原因の死亡であり、災害に起因する自殺を含む」とされている。東日本大震災における、その本年3月末日現在の震災関連死者数の明細が、本年5月11日に復興庁から公表された(なお、昨年3月12日に立ち入りが禁止された20キロ圏の警戒区域内に放置され、1ヶ月後以降に再開された捜索で遺体で発見された住民は、放置された時点での生死に拘らず - その判定はほぼ不能でもあろう -、「溺死」として直接的「震災死者」に数えられているようなので、震災関連死には入っていないと思われる)。

福島県が突出

1 この公表によると、岩手・宮城両県では、合計で死者・行方不明者1万7132名、震災関連死者829名であり、前者に対する後者の比率は、4.8%であった。これを両県内の死者行方不明者数が100名以上の市町村別でも確認したところ、最も高い自治体は仙台市が震災関連死者名・同比率17.2%、2番目が多賀城市で震災関連死者名・同比率13.2%であり、ほとんどが5%未満であった。

他方、福島県では、死者行方不明者1819名に対し、震災関連死者761名であり、前者に対する後者の比率は、41.8%であった。岩手・宮城両県合計の4.8%に比して10倍という著しい高率であった。そして、市町村別でも確認したところ、以下のようなになった(全国市町村別震災関連死者数の比較では、第2位石巻市178名、第3位仙台市143名、第4位浪江町91名に対し、第1位南相馬市282名はダントツであった。他方、死者行方不明者数が1000名を超えた市町村の震災関連死者数は、大槌町34名・釜石市42名・陸前高田市16名・気仙沼市90名・石巻市178名・東松山市56名である)。

	A死者行方不明者数	B震災関連死者数	B / A
南相馬市	638名	282名	44.2%
避難区域設定自治体計*	1097名	650名	59.3%

* = 原子力災害対策特別措置法により、政府から避難区域などの設定を受けた10の自治体(南相馬市・飯館村・葛尾町・浪江町・双葉町・大熊町・富岡町・川内村・楢葉町・広野町)の合計(被災時人口14万9563名)

2 これはいったいどういうことか。死者行方不明者数が多い自治体ならば、住民や医療福祉施設などへの打撃が大きいであろうから、特別な事情がない限り、震災関連死者数が多くなっても不思議ではない。よって、死者行方不明者数と震災関連死者数とは一応相関関係にたつと言えるから、上記のように両者の数値の比率を俎上に上げることには意味があるであろう。

その場合、原発事故がなかったとすれば、岩手・宮城県内の県・市町村と福島県内の県・市町村とは、似た傾向になると一応言えるであろう。となると、岩手宮城両県における死者行方不明者数に対する震災関連死者数の割合4.8%は、原発事故がなかった場合の福島県内の自治体で同じ比較をした場合の数値になるのではないだろうか。そうすると、南相馬市では、原発事故がなければ、震災関連死者数は、死者行方不明者数638名×0.048=31名にとどまった、その公表されている282名との差=251名は原発事故によっていのちを奪われたと一応言えると思われる。

そして、同様に計算すると、避難区域が設定された10自治体の場合は、650名-1097名×0.048=597名が原発事故によっていのちを奪われたことになる(福島県全体では674名という値になるが、特別事情が入って来やくなるので、当面は、そこまでは広げずにおく)。これまで原発事故によっていのちを奪われた人類は、原発内従事者以外にはないことが前提にされてきたように思われるが、この推論が有効性を持つとすれば、損害賠償請求権者の範囲や金額などについても抜本的な検討が必要となるのではないか。この10自治体の住民で震災関連死した650名の人々は、賠償義務者からの有効な反証がない限り、原発事故による死者と判断されるべきだと。

3 なお、上記「震災関連死」は、市町村の審査機関において、遺族の申請などに基づき調査のうえ当該死者に災害弔慰金を支給することがふさわしいと判断した場合にカウントされるものであるから、そこには「意思」が入ってくる。そのため、遺族の申請が少なかったり、審査機関が厳しく判断する市町村の場合は認定数が変動する可能性がある。そこで、すでに公表されている2011年の各県別自然動態死亡者数の対前年増加人数から大震災の死者=いわゆる直接死を差し引いてみると、以下のようになる。

	自然動態死亡数者増加人数A	大震災死者数B	A - B = C	C / B
福島県	3430名	1605名	1825名	113.7%
岩手県	6291名	4671名	1620名	34.7%
宮城県	12115名	9512名	2603名	27.4%
岩手・宮城計	18406名	14183名	4223名	29.8%

すなわち、このように見ても、いわば「客観的震災関連死」ではないかと思える「A - B = C」の「直接死 = B」に対する割合 = C / Bの値が、福島県はずば抜けて多い。岩手・宮城両県の平均値が29.8%であるから、福島県の113.7%は、その3.8倍にもなる。つまり、福島県の「A - B = C」×(113.7 - 29.8

8) / 113.7 = 1347名となる。これが、岩手・宮城両県における震災関連死を超える「福島県における客観的原発関連死者数」と一応推計されるのである。しかも、この値は、認定されている福島県の震災関連死761名の1.8倍にもなる。

結局、このような検証からみても、2で述べた避難規制を受けた10自治体での原発関連死597名との推計は、少なくともそれだけの人数はいるとの根拠を持つといえると思われる。

患者が避難のなかで亡くなった事例など

1 ミクロ的にも可能な限り見ておきたい。本年3月3日に放映されたNHKスペシャル「原発事故 100時間の記録」には、原発から4キロ北側にある双葉町・双葉厚生病院の患者・医療従事者の辛苦が報じられていた。

昨年3月11日	原発3キロ圏避難指示・3～10キロ屋内退避指示
12日午前	10キロ圏避難指示
12日午後	20キロ圏避難指示
15日	20～30キロ圏屋内退避指示
25日	20～30キロ圏自主避難促進依頼
4月11日	20キロ圏外の計画的避難区域(飯館村・南相馬市の一部など)からの 1ヶ月以内の避難指示

以上のように政府による避難指示区域が拡大されるなか、津波・地震の被災者を含む同病院患者がどのような顛末をたどったのか。

12日午前の10キロ圏内避難指示によって早期にバスで避難させられた比較的軽度の患者たち96名は、11キロ離れた高齢者施設に運ばれたが、その後に20キロ圏内避難指示が出されたために20キロ以上離れた南相馬市原町地区にある相双保健所にバスで運ばれた。しかし、南相馬市内では20キロ圏外でも30 μ Sv/hにもなっており、しかもその保健所は南相馬市内や避難区域が設定された近隣市町村内の7つの病院・施設からの避難者800名以上であふれていたため、そこからさらに(原発近くを通れないため)中通り地域を大きく迂回して160キロも離れたいわき市内の高校までバスに乗せられ6時間かけて運ばれた。他方、自力で動けない重症の患者40名は、ヘリコプターで双葉厚生病院から50キロ離れた二本松市内のイベントを行う(病院でない)公共施設に運ばれ、一部の病院が放射性物質を汚染された患者の受け入れを拒んだこともあって対象者全員が病院に入るまで4日間を要し、この間に2名が死亡した。番組では、NHKの調査では、このように移動中や避難直後に68人が死亡していると報じている。

2 他方、昨年12月22日河北新報は、原発から南側5キロにある大熊町の双葉病院入院患者337名の悲劇を報じている。その第2陣のバスは、ひとたび北上して相双保健所を經由した後、福島市から東北自動車道・常磐自動車道を通っていわき市内まで200キロを10時間近くかけて患者34名などを運んだ。このなか、いわき市内の高校に着いた後を含め第2陣の患者計10名が死亡し、そのほかにも病院の患者全体で28名が転院先の病院で死亡した(この記事は、それまで巷で言われていた「病院従事者が患者を置き去りにした」ことに反論している。仮に、混乱の中、施設従事者の側に悔いが残るような情景が一部に

あることがあったとしても、それは、決して施設従事者の「せい」ではなく、原発事故をおこし、適切な対応をしなかった元凶に責任があるのではないか)。

3 また、私が、被災地映画会で知り合った南相馬市内に住む友人に今月16日朝に問い合わせたところ、「南相馬市では津波によって大きな被害を受けた福祉施設は2箇所しかなかったので、津波被害による震災関連死は多くないのでは。原発事故で規制が敷かれた市内の20キロ・30キロ圏内には病院や福祉施設がたくさんあり、その患者さん入所者さんたちはもちろんのこと、自宅にいた市民も多くが無理を重ねて避難した。震災関連死者数として報じられている数は、そのほとんどが原発事故がなければ生じなかったものだと思う」とのことであった。

4 そして、今月3日付毎日新聞 は、「(南相馬市での震災)関連死は多くが60歳以上。震災から3カ月以内の死者が6割を超える。原発事故により高齢者が施設や病院から避難を余儀なくされ、死に至ったケースが大半とみられる。」と報じている。

原発近隣自治体の世論を変える力に

このような、マクロ・ミクロの事実からみて、南相馬市で251名、これを含む原発近隣10自治体で少なくとも597名の原発事故死が生じているとの推論はかなりの確度を持っていると言えるのではないか(なお、南相馬市での震災関連死はさらに増えて、今月2日現在、自殺を含む295名が認定されている)。

このことは、個別の原発関連死者について、生命侵害を理由とする損害賠償を請求する根拠になる。しかも、それは、地震津波による被害を超える「原発による損害賠償」として、地震津波のみの被災者からも支持される基盤を持つものである。

加えて、量質ともにこれだけのすさまじい原発被害者が発生しているということは、まさに、3.11フクシマ原発事故の重要な実相であり、その記録化 = 可視化 = これを分かりやすく世に提起することは、二度とこのような被害を日本各地と世界で起こさないために、市民運動の分野で、そして新たに陸続と提起されている全国の司法の分野で、意義あるものになるのではないか。全国どここの原発でも、大きな地震津波が起れば、原発だけでなくその近隣市町村にも直接甚大な被害を与える。そこに、さらに原発事故によるこのような被害が重なるのだ。この点を訴えていくことにより、原発再稼働賛成の声が大きい原発近隣市町村での、世論を変える有力な力のひとつになりうるように思われる。各方面での検討を望むものである。